



令和4年5月30日

奈良県田原本町

行政手続における押印の見直しについて

近年、国や地方公共団体において、行政手続の見直しが進められています。本町においても、町民や事業者の皆様への行政手続に係る負担軽減と利便性の向上を図り、行政手続のデジタル化を進める取組の一つとして、行政手続における押印の見直しを行いました。

記

1 見直しの概要

押印の見直しの対象とした手続 1, 468件

押印の義務付けを廃止する手続 1, 014件（69.1%）

○施設・事業等の利用に関する申請書等

（例）・乳幼児医療費受給資格証・子ども医療費受給資格証交付申請書

・田原本町福祉タクシー利用券交付申請書

・田原本町一時預かり事業利用申請書

・道の駅レスティ唐古・鍵占用利用許可申請書など

○各種補助金・助成金交付申請書等

（例）・田原本町国民健康保険人間ドック助成金交付申請書

・田原本町社会福祉関係団体補助金交付申請書

・田原本町住宅精密耐震診断補助金交付申請書など

2 見直しの方向性

この度の見直しでは、押印を求める行政手続について押印の必要性を検証し、真に必要な場合を除き、押印の義務付けを廃止することとしています。(行政手続の種類によっては、引き続き押印を求めるものもあります。(※))

今後、押印の義務付けの廃止を見送った行政手続についても、廃止に向けた検討を継続します。

この件に関するお問い合わせ先：
総務部総務課 TEL 0744-34-2114

※ 詳細については、書類の提出先となる部署にお問い合わせください。